

福井地方最低賃金審議会
第1回福井県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時 令和6年7月30日(火) 午後3時10分～午後4時10分

2 場 所：福井春山合同庁舎1階 第1共用会議室

3 出席状況：【出席9名】

公益代表委員 井花委員、岡崎委員、坪川委員

労働者代表委員 杉田委員、玉川委員、山田委員

使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、山埜委員

事務局 青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

(1) 福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程について

(2) 福井県最低賃金に係る審議事項について

(3) 今後の審議予定について

(4) その他

5 資 料

(1) 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿

(2) 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会運営規程(案)

(3) 福井県最低賃金に係る審議事項

(4) 福井地方最低賃金審議会(専門部会) 日程表

6 議事：

○川口室長補佐

ただいまから、令和6年度第1回福井県最低賃金専門部会を開催いたします。

今回は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、資料の確認ですが、資料目次のとおり、4種類となっております。

次に、定足数の確認ですが、本日の専門部会には、9名全員の方が出席されております。よって、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告します。

それでは、最初に青木労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

○青木労働基準部長

労働基準部長の青木でございます。

本日は、本審に引き続いての開催となり、皆様御多用中のところお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。

この専門部会でございますが、最低賃金法におきまして、最低賃金の決定又は改正決定の調査審議を求められた場合に、設置が義務付けられており、より詳細で、専門的な審議を行うものと位置付けられているところです。

今年度の中央最低賃金審議会から示されました目安額につきましては、ABCランクともに50円とされたところです。目安の扱いにつきましては、昨年4月6日の目安全員協議会報告において確認されたこととして、一つ目は、目安について地方審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考とするものであること、次に、目安が地方審議会の審議を拘束するものではないことについて、改めて確認されているところです。

委員の皆様には、中央からの目安を参考にさせていただきつつ、あらゆる視点から御審議を賜りますことをよろしくお願いを申し上げます。

最後に、連日の暑さの中、さらに、お盆前という大変お忙しい期間に集中的な審議、御議論をお願いすることとなり、皆様には大変御負担をお掛けすることになりますが、何とぞ御理解、御協力のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○川口室長補佐

次に、専門部会委員の御紹介でございますが、資料1頁でございます「福井県最低賃金専門部会委員名簿」を御覧ください。既に審議会でも御報告をさせていただきましたので、この名簿をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。

次に、「部会長及び部会長代理の選出」に入りたいと思いますが、選出方法についてお諮りさせていただきます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とありますが、その方法について、従来どおり、公益委員の先生方で協議していただき、その結果を皆様にお諮りするという方法でよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

○川口室長補佐

ありがとうございます。従来どおりとさせていただきます。

公益委員の先生方には、事前に御協議をしていただいております。その結果としましては、部会長に井花委員、部会長代理に坪川委員、以上のとおり選出されましたことを御報告いたします。

つきましては、部会長、部会長代理を「委員の皆様方の御推薦により決定した」とさせていただきますこととして、よろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

○川口室長補佐

それでは、井花部会長から御挨拶をお願いいたします。

○井花部会長

今年も部会長を務めさせていただく井花です。よろしく申し上げます。

○川口室長補佐

ありがとうございました。

引き続き、坪川部会長代理から御挨拶をお願いいたします。

○坪川部会長代理

部会長を支え、皆様の御意見を聴き、役立てるよう務めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○川口室長補佐

ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行は、井花部会長をお願いいたします。

○井花部会長

それでは、議題（１）「福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程(案)について」、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

資料２～３頁を御覧ください。

福井地方最低賃金審議会専門部会運営規程は、第１条が「規定の目的」、第２条が「会議の招集」、第３条が「委員の欠席」、第４条が「会議における発言」に関する規定が記載されておりますが、これらの説明については省略させていただきます。

次に、第５条の「会議の公開」ですが、本日は専門部会としてのこの項目の取扱いについて、改めて御確認をお願いしたいと思います。

審議に当たり、これらの記載内容を読み上げますと、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」という規定となっております。

これらの取扱いにつきましては、昨年６月９日に開催されました第５００回本審において、２回目以降の実質審議（金額審議）に関する部分については、本規定に基づき非公開として取り扱い、専門部会の結審を予定する第４回については公開の準備をし、実質審議を経て、採決の後に、つまり、部会長が本年度の専門部会の議論を取りまとめでいただく部分については、公開とする方針について了解されたところです。

つきましては、その方針について、改めて御確認をお願いいたします。

また、第６条の「議事録」につきましても、会議の公開と同じ理由により議事録の一部又は全部を非公開とすることができるようになっており、非公開とする場合には、議事録に代えて議事要旨を公開することになっております。一般的に、会議を非公開とする場合は議事録も非公開となりますので、これらの点を踏まえていただき、本年度の取扱いについて併せて御確認をお願いしたいと思います。

なお、専門部会の議事録又は議事要旨、さらに当局より提出した資料や委員より提出された資料につきましては、当局ホームページへの掲載を行うこととなりますので、

これらの点につきましても御承知いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、会議を非公開とした場合の専門部会の議事内容については、議事要旨を局ホームページに公開することになりますが、議事録自体の作成は必要であり、行政機関の保有する情報公開法に基づく開示請求がなされた場合は、これらの法律に規定された不開示情報を除き、その議事録等を開示することになりますので、これらの点についても御承知いただきますようよろしくお願いいたします。

これら議事録及び議事要旨等の公開に際しては、昨年同様、委員全員に対する事前の確認をお願いする予定としております。

最後に、第7条は「報告」、第8条が「専門部会の廃止」第9条が「規程の改廃」に関する規定となっており、これらの説明につきましても省略させていただきますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上、専門部会における会議及び議事録の公開についての御確認をお願いいたします。

○井花部会長

ただいまの事務局からの説明について、何か御意見・御質問はございませんか。

(意見、質疑のないことを確認)

○井花部会長

会議及び議事録の公開につきまして、次回以降、金額審議に入りますが、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するものと考えられますので、「非公開」としたいと思います。ただし、結審を予定している、8月2日の「第4回」については、公開の準備をし、結審の運びになった場合には「公開」とし、議事録及び議事要旨についても公開する、結審に至らなかった場合は従来のおりとする、以上のように取り扱うことでよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

○井花部会長

では、専門部会運営規程は、このとおりとし、金額審議を実施する部分の会議及び議事録は、運営規程第5条及び第6条に定める「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当するものと考えられますので、「非公開」とし、議事録に代わるものとして議事要旨を公開することとします。

○井花部会長

次に、議題(2)「福井県最低賃金に係る審議事項について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

資料は4頁です。本専門部会において審議決定する必要がある事項は、資料4頁

の「福井県最低賃金に係る審議事項」のとおりとなっています。

本専門部会においては、項目1の「適用する地域」は福井県の区域、項目2の「適用する使用者」は、前号の地域内で事業を営む使用者、項目3の「適用する労働者」は前号の使用者に使用される労働者、を前提として、項目4、5、6の下線部が審議事項となります。

項目5につきましては、最低賃金法第4条第3項第3号において「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」に関する規定がなされ、これら除外賃金の取扱いについて、昭和47年の中賃にて一定の考え方が示されております。これらに関する現在までの取扱いとしましては、全国的にも「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」の3手当は除外する取扱いとしているところですが、項目4「最低賃金額」をこれから御審議いただく前提条件として、最初に、これらの除外する手当について、「変更なし」として取り扱うか否かについて決定していただきたいと思っております。

また、項目6「効力発生日」につきましては、最低賃金法第14条第2項の規定により、改正決定した最低賃金の効力発生日は、特に指定日を定めない限り、官報公示の日から起算して30日を経過した日となります。本年度の専門部会及び審議会の開催予定から、仮に8月5日（月）までに専門部会にて全会一致の答申がなされた場合や本審にて答申がなされた場合には、異議申出、官報公示を経て、効力発効日が9月29日（日）となり、10月1日より前倒しになります。

そこで、法的には効力発生日が9月30日以前となる場合について、10月1日を効力発効日にするというのであれば、官報の掲載内容について「法定どおり」ではなく、「令和6年10月1日」として発効日を指定する必要がありますので、その場合の取扱いについても御審議をお願いしたいと思います。

なお、審議会の結審が8月6日（火）以降になる場合は、効力発効日が10月2日以降となり、官報公示の日から起算して30日を経過した日の法定発効となりますので、よろしくお願いたします。

○井花部会長

ただいまの説明について、福井県内で事業を営む使用者に使用される労働者についての「最低賃金額」を審議し、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金を、あらかじめ決定しておくこと、答申日によって効力発生日が9月30日以前となる場合は、10月1日の指定日発効とすることについて、あらかじめ決定しておくこと、以上について、説明がありました。

いずれについても、“従来どおりの扱いとしてよいか”といった確認的なものがありますが、「除外する手当」としている3種類の手当、効力発生日が、審議の結果、10月1日より前とすることが可能となった場合でも、指定日発効として10月1日の発効とする、これらについて、従来どおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

○井花部会長

それでは、「福井県内で事業を営む使用者に使用される労働者についての最低賃金

額を審議し、当該最低賃金に算入しない手当としては、従前どおり「精皆勤手当」、「通勤手当」、「家族手当」の3手当とし、法定発効日が9月30日以前となる場合の効力発生日については、10月1日の指定日発効とすることといたします。

続きまして、議題（4）「今後の審議予定について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○木村賃金室長

資料5頁を御覧ください。明日以降の専門部会の開催日程につきましては、御覧のとおりです。

明日以降につきましては、非公開審議に移り、金額審議を予定しております。

配付資料がございましたら13部御用意いただくようお願いいたします。

本年度も、結審に際して、公益見解をお示しできるようにしたいと思います。

公益見解は、改正決定に用いた判断要素を記載することを想定しています。今のところ、第2回目までの各委員からの意見を中心に、作成してまいりたいと考えております。

結審は、第4回の8月2日（金）午前10時00分～の回を想定しておりますが、なお慎重な審議が必要な場合には、8月5日（月）午後1時30分～、及び8月9日（金）午後1時30分～を設けておりますので、日程の確保に御協力をお願いいたします。

なお、明日以降、金額審議に入りますので、本日、ここからの時間につきましては、これまでに事務局がお配りした資料の中で、皆様が注目する統計資料等がありましたら、それについて皆様で意見交換をしていただきたいと思いますと考えております。明日以降の金額審議で、御説明の際に引用される統計資料等について、本日の時間の中で、引用される統計について共通認識を深めておいていただき、本専門部会の結論をまとめる際、データに基づいた納得感があるものとなりますよう努めたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

○井花部会長

ただいま、事務局から、「本専門部会の結論をまとめる際、データに基づく納得感があるものとなるよう、明日からの金額審議に向けて皆様が注目している統計資料があれば御発言いただき、意見交換をしていただきたいと思います」、との説明がありました。

皆様が明日以降、御発言いただく中で、“こういった統計や指標に注目していきたいとの御意見や、統計に対する評価についての御意見でもよろしいかと思います。これまで事務局から配付された資料の中で、注目している資料について、労側・使側・最後に公益の順でお伺い、あるいは確認をしたいと思っております。

まず、労働者側の皆様、いかがでしょうか。

○玉川委員

特に準備というわけではないので、明日少し審議に臨むにあたっての発言を発信していただこうと思っています。

非常に消費者物価だとか、あるいは賃金改定状況など、今日4表も示されているわけなので、我々としてはやっぱり消費者物価の状況、あるいは今年の我々の春闘の賃金の上昇、こういったところを十分に考えていきたいと思っております。

一方で、50円に対する各Bランク、Cランクの評価も含めて気にしていきたいと

思っています。ただ、なかなか難しいのはCランクあるいはBランクの中位以降の審議がどのように進んでいくかということ非常に注目しているところです。審議日程が、現実で開催をされていく中で、周辺の状況、全国のバランス的な表現が、初めてだと思いますが、藤村会長からの言葉の中でも、全国のバランスという表現をされたのは、僕の経験でも初めてかなと思いました。その辺を考えると、福井の審議の目標、あるいは使用者側、労働者側が主張する水準の妥当性みたいなところが全国的な水準のバランスと比べてどうなのか、こういうのはなかなか判断しづらいところがあるなというふうに、今日お聴きして感じるころなので、この8月5日が、おそらく全国的にも結審が集中するのではないかなと思いますので、できるだけ5日に結審をして10月1日指定日発効という形で確認をしていますので、この辺に思っているところですが、その辺の判断が非常に悩ましいなというのは、これは専門部会として目安と、あるいは地域間格差、さまざまな要素を加味しながら、あるいは先ほど言った知事要請、各団体からの要請も受け入れつつ、新しい方向性として一定の示し方ができるのであれば、その2日の結審もあるのかな、と思っているところですが、なかなか難しいかもしれないな思っているところです。統計的な資料については改めて触れさせていただくことになると思っているところです。よろしくお願いいたします。

○井花部会長

ありがとうございました。今のように資料そのものでなくても、いろんな御意見をおっしゃっていただければ結構だと思います。

では、使用者側の委員の皆様いかがでしょうか。

○山埜委員

玉川委員がおっしゃいましたように、今まで他県の状況を見ないで結審してしまうというのは、例がなかったような気がしまして、全然情報がない中で、福井が本当に決めてしまってもいいのかなということ私も思っておりまして、それはでも10月1日を目指すということであるならば、この日を守らなければならない。10月1日をめどに進めていくべきかなと思っております。

資料について、1、2点お聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

今日説明いただきました。第512回第1-60頁ですけれども、企業の経常利益の増減の資料があると思います。これは大企業、中堅企業、中小企業、それぞれ令和6年の計画の数値が掲載されています。中小企業を除いてマイナスになっているということですが、補足はありますでしょうか。

○木村賃金室長

はい、御質問いただきましたのは、第512回審議会資料の第1-60頁で、左側の表の経常利益増減についてです。令和6年度は計画が載っておりますが、規模計から縦に行きまして中堅企業までがマイナスの表記となっていると、一番下の中小企業だけがプラス表記となっているということについてどう考えるのかということの御質問だと思います。

この点につきましては、回答の準備をしておりますが、中賃の資料でございますし、本省の方にも聴いてみるなどして情報収集をしていきたいと思っております。

また、明日以降に御回答できれば、というふうに思っております。

○山埜委員

短観などでは、企業は慎重に観測するのか、それとも令和6年度は特に理由があって、マイナスになっているのか、分かったら教えていただきたい。

それから、第512回審議会資料の第1-17頁の第4表について、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇、いつもこの資料にかなり注目しているわけですが、例えば、産業計、男女計の賃金上昇率のBランクを見ますと、前年に対しまして2.4%のプラスとなっています。今年の賃金改定状況を見ますと、高い数字もいっぱい出ていますが、そういう中でこの2.4%をどう考えたらいいいのか、もし補足があればお願いしたい。

○木村賃金室長

御質問いただきましたのは、答申書の付属資料の第4表の部分を御質問いただいているところです。

答申の中で、賃金改定状況調査について、どこでコメントしているのかというところで読み取っていただければというふうにも思っております。

第512回審議会資料の第1-4頁の公益見解のところに、中ほどから、賃金のところがございますが、こちらの下から第1パラグラフのところで第4表①②における賃金上昇率は2.3%ということで、賃金が時間額のみ表記されるようになった平成14年以降最大ということで、その数字というよりも推移として最大になっていますという評価をしている点が1点です。

それから、その続きで、通常の支払能力との関連で見た場合、資料第1-4~5頁、こちらの表から、春季賃上げの妥結状況における上昇率との比較をしております、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査の結果から見ると、企業規模によって賃金上昇の水準に開きは見られる。一方で、企業規模に関わらず、昨年を上回る賃上げの状況が見られるということで、春季の賃上げ状況において大規模、中小企業それぞれパーセンテージは違うけれども、その企業規模によらず、賃上げの状況が見られるというような項目があったと思います、そういったところの読み込みになるということだと思います。

次に、資料第1-6頁の上から第2パラグラフのなお書きのところがございます。「なお、賃金改定状況と第4表における賃金上昇率は、賃金上昇率とは、賃金支払能力を勘案して、賃金決定がなされた結果であると解釈できる」ということで4表の性質を説いております。

その中で、春季の賃上げ妥結状況との結果との大きな差が生じている要因はということで、「それぞれの調査対象企業の企業規模が異なるためであると考えられ、法人企業統計における従業員1人当たりの付加価値額を見ると、一般的に資本規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある」ということで、通常の支払能力の要素と4表を一つ関連付けまして、このような記載があるということです。

以上です。

○山埜委員

ありがとうございます。

ただ、単純に前年と比べまして、賃金で2.4%のアップということを理解すればいいということですね。

○木村賃金室長

その点もございますが、上げ幅も同じ規模の中では今までにない上げ幅だったという点が理解できます。

それから、絶対値として山埜委員が御発言いただきましたように、2.4%という数字が絶対値の数字であり、大規模とやっぱり数字が違うでしょうということがあると思います。また、もう少し深掘りしますと、法人企業統計と比べ、生産性や規模が小さくなることによって低くなっていくということについては一定考慮しないといけません、という公益見解となっております。

○山埜委員

もう一点だけ教えてください。

先ほどの審議会の方で未満率の話が出ましたけれども、純粋に931円を下回っている割合というのは分かるのでしょうか。瞬間で捉えるのではなく、数年単位で分かりますでしょうか。

○木村賃金室長

未満率を把握するための指標については、当局で行っています最低賃金に関する基礎調査結果ということで、今日は黄色のインデックスのところに資料を入れさせていただきました。厚生労働省本省が行っております賃金構造基本統計調査がございまして、厚生労働省本省の方で集計をしているもので、都道府県ごとの未満率を集計することもあります。こちらとしては情報をもらう方として、現在はない状況です。931円に対する未満率は、今年お示ししました1.2%しか、今持ってはおりません。

○山埜委員

ありがとうございました。

法律違反の数字はなかなか出しにくいところもあるかと思いますが、結構です。

○井花部会長

では、順番では、最後になりますけれども、公益委員から何か御意見、お考えはございませんでしょうか。

○坪川部会長代理

昨年からは、最低賃金審議会に参加をさせていただきまして、本当に昨年の結果を見て、今年はどうなるのかと思っておりました。今回目安額がどうなるのかなということもすごく注視して、注目して聞いたところです。

先ほどの中央審議会の藤村会長のメッセージもありましたように、その答申の部分もしっかり読み解きまして、さらに福井県としてどのような方策を取っていったらいいのかということも併せて、公益委員の立場としてしっかり考えていかないといけないと本当に責任の重大さを認識したところです。よろしくお願ひします。

○岡崎委員

どういふものがあればいいのかが、ちょっと分からないのですが、どうしても議論になるポイントは支払能力ということかと思ひます。物価の上昇について議論することはほとんどない。賃金の上昇についても結果が出ているということになります。おそらくこの審議会で議論の中心になるのは、支払能力があるかどうか。それが、今回の目安で示された 50 円に対してどうか、あるいは更にプラスアルファするとか、そこまで上がれないとか、そういう議論になっていくのではないかなということだす。

どういふデータがあると、福井県内企業において支払能力があるというふうに言えるのかということだすね。

一般的には、付加価値とかだすね。売上高経常利益率が出ておりますので、それを見れば出てくるのかという感じもしなくはないのですが、そこがちょっと分からない。もし、事務局からこういうのもどうだろうかというのがあれば、適宜教えていただきたいと思ひています。もしなければ、もう仕方ございませぬ。おそらく、中央においてもいろいろな議論があったと思ひます。納得感を得るために、様々な形で支払能力がどうかということを示すためのデータについて書かれております。これに関する福井県版があれば、それを見ながら判断するしかないかと思ひながらも、もしお知恵があればお示していただければと思ひます。私からは、以上だす。

○井花部会長

ありがとうございます。ほかに何か追加の御意見とか御質問というのはございませぬでしょうか。よろしいだすか。

○山田委員

今日の資料に書いてあるかどうかちょっと分からないだすか、県内外への流出のデータはなかつただすか。資料があれば提供いただけたらと思ひました。

どうしてもやはり、地域間格差の是正の部分で情報提供できるようなものがあればと思ひます。

○木村賃金室長

御質問は、県外への労働人口の流出の関係資料というところだす。中賃資料に都道府県指標がいろいろ入れてあり、常用労働者数、雇用保険者の被用保険者数など、総務省調査資料を入れております。

第 512 回第 1 - 83 頁を御覧ください。こちらは、毎月勤労統計地方調査からの年別推移となっております。

それから、第 512 回第 1 - 84 頁では、雇用保険事業月報からの年別推移となっております。第 512 回第 1 - 85 頁は、総務省統計局の労働力調査、都道府県別集計となっております。

第 512 回第 1 - 84 頁、85 頁につきましては、注意書きのところだす、84 頁の雇用保険関係では、集計について本社が一括して届けられる場合には届出のあった都道府県のみだす計上されることに御留意ください。

また、85 頁の総務省統計局につきましては、雇用者だけではなくて自営業者も含んでいるとなっておりますので、この点を御留意いただきたいと思ひます。

Bランク、Cランクで多く三角印（マイナス表記）がついており、福井もその中に入っているという状況が、二つの統計からは見て取れるというところです。以上です。

○井花部会長

ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○豊嶋委員

質問ではありませんが、知事からのメッセージの内容を見て、書いていることは、正にそういうことです。世の中全体を眺めればそうでしょうね。私も最初に思ったことは、こういうことをやっていけないといけないなというのは、当然思っているのですが、この議論は、私どもが今ここで最賃を決めなくてはいけないという段階の議論の内容とは、ずれを感じています。お話の中でどんなニュアンスがあったかということとは分かりませんが、こういうことをやっていけないといけないことはもちろん分かるけれども、いろんな資料・データ、本当のリアルなデータから、どうすればいいかというところを、歩み寄って考えなくてはいけないのが、この場であろうと思っています。

本当に、国全体としての考え方、いろんなエコノミストの考え方を精査いただいて、これから1,500だとか、50円、5%という、切りのいい数字を出してくると、すごく分かりやすいように思いますけれども、何が本当に正しいかということは、いろんな情報があり、そのデータから読み取って、詰めて、詰めて、詰めてこうしないといけないというところがあったりする。また、そういう中でも、より皆さんの暮らしが良くなるためにはどうしないといけないかという、もっと高いところでの考え方と、そこがどういうふうに進み寄っていけるかというところが、今大事な話合いになってくるのだろうというふうには思っています。

いろいろな資料をお送りいただき、たくさん資料の中で、この数字はこういうふうに関わるのかなということを眺めてはいたのですが、実際どこに落とし所があるのかな、というところが非常に難しいと感じています。

今日は、福井のデータをたくさん頂いたので、もう一回じっくり読み直してみたいと思いますけれども、現実福井県内で何が起きているのかというところが、読み砕くと何があったらいいのかなというところ、その辺がもう一つ、二つ見えてくると、もう少し考え方を整理できるのかなとも思ったりして、今日はいろいろと資料の御説明を聞かせていただきました。

県内でも、非常に企業さんが大変な思いで頑張っておられるというところ、ただ生活者も同様であるというところ、その辺で、今どこまで最低賃金額を持っていけないといけないかという、先ほどの影響率も1円上がって、どうなってこうなってというのを見ていて、50円のところをプラスしたらどれぐらいの影響があるかという。数字を眺めていても、規模が小さくなればなるほど大変なのだろう。

去年から参加したときに思ったことは、淘汰することがもう当然だよなというふうに、最賃の考え方のように思っているところを、この地方としてはどうすればいいかということと、もう一つ、二つ地方の困っている、それぞれが困っている状況が、数字として、データとして見えるものが何か知りたいなと思っています。また、気づきがありましたら、お尋ねします。

○井花部会長

ありがとうございました。

○杉田委員

先ほど少しありました支払能力のところですけど、私も個人的にはここが重いかなと思っております。

私どもの組織の中でもう一つ注意しているところが、価格転嫁のところになります。私どもの組織においては、両方一緒になっている組織でありまして、やはりそのところがやはり難しく、賃上げとかに影響するということがありますので、どうしたら転嫁ができるのか、賃上げにつながるのか、いろいろやっていっていますが、なかなかこれといった調査、いいデータが出てきておりません。少し深掘りしたデータがありましたら、参考になるのかなと思います。

地域や地域間というところも確認できるデータがあると余計にいいのかなというふうに思いますので、可能であれば御用意をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○井花部会長

はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

(意見、質疑なしを確認)

○井花部会長

では、本日の意見交換は、以上にしたいと思ひます。

次回の専門部会から審議が始まりますけれども、全体会議で労働者側委員、使用者側委員、公益委員側から御発言いただきまして、全体会議で意見交換をした後、個別協議に移行するという進め方で例年行っておりますが、今年もそのような方法で進めさせていただきたいと思ひます。

労使各側から、説明資料がございましたら、次回の専門部会におきまして御用意を頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、最後に議題(5)「その他」ですが、特に用意している案件はございません。皆様から何かございませんでしょうか。

(意見、質疑なしを確認)

○井花部会長

では、事務局から、次回の案内をお願ひします。

○木村賃金室長

長時間にわたりありがとうございました。

次回は、明日7月31日午後1時30分～、会場は変わります、春山合同庁舎の14階、福井労働局会議室になります。よろしくお願ひいたします。以上です。

○井花部会長

それでは、本日は、これにて閉会とします。
本日はお疲れさまでした。

〈閉会〉